

地下鉄・バス利用促進に向けたサウンドロゴ制作及びSNS等を活用した情報発信業務

委託仕様書

1 業務名称

地下鉄・バス利用促進に向けたサウンドロゴ制作及びSNS等を活用した情報発信業務（以下「本業務」という。）

2 業務目的・背景等

市バス・地下鉄のお客様数は、定期（通勤）や定期外（「地下鉄・バス1日券」やICカード利用等）が増加し、市バスはコロナ禍前の令和元年度には及ばなかったものの、地下鉄は令和元年度を上回り、過去最高となっている。

市バス・地下鉄のお客様数が回復基調にある一方で、市内中心部においては市民利用と観光利用が重なる市バスの一部路線・時間帯で混雑が生じており、市民生活と観光の調和に向けて、

「市バスの混雑対策」が喫緊の課題となっている。また、燃料費等の物価高騰、人件費・委託料の高騰、担い手不足への対応など、市バス・地下鉄事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しており、経営改善に向け、更なる増客策を推進する必要がある。特に、市バス事業においては約3割（24系統）の黒字系統が約7割（59系統）の赤字系統を支える構造的課題（※令和6年度決算時点）を抱えており、主に市内周辺部を運行する市バス赤字系統の利用促進を図る必要がある。

これらの状況を踏まえ、京都市交通局（以下「発注者」という。）では、「更なる増客」と「市バスの混雑対策」という二つの主要な目的達成を目指し、全庁組織「地下鉄・バス「MOTTO！」利用促進本部」を設置するとともに、「市バス赤字系統の利用促進」・「地下鉄とバスを組み合わせた移動への誘導」に向けた全庁横断的なプロジェクトの実行部隊として、プロジェクトチームを設立している。この目的達成のための基本戦略として、「もっと周辺部のバスに乗ろう！」「もっと地下鉄を組み合わせて移動しよう！」「もっと沿線地域を活性化しよう！」という「3つのもっと」をモットーに掲げ、利用促進に取り組んでいる。この戦略は、単に全体の乗客数を増やすだけでなく、移動経路とエリアを分散させ、特定路線の混雑緩和と経営基盤の強化、更には移動喚起と地域の活性化の好循環を同時に図ることを意図している。

本業務は、発注者の置かれた状況や地下鉄・バスの「MOTTO！」利用促進にかける理念や想いを市民の皆様に情報発信するとともに、京都市（発注者を含む）の取組はもとより、地域に密着した地下鉄・バス沿線の魅力、地下鉄・バスを活用したアクセス方法や利便性等、利用者にとって有益かつ魅力的な情報をコンテンツとして制作するとともに、ターゲットに効果的に訴求することで地下鉄・バスの利用を促し、地域の活性化との好循環を図るものである。そして、中長期的な目線では、これらの情報発信により、ターゲット自らの地下鉄・バスに対する認知度・関心を高め、ターゲット自身が情報収集するとともに、周辺部のバス利用及び地下鉄利用が増加し、リピーター・ファン層の拡大に繋がる状況を創り出すことを目指すべき将来像とし、地下鉄・バスの利用促進に向けたサウンドロゴ制作及びSNS等を活用した情報発信業務を委託する

ものである。

なお、本業務において制作・発信するコンテンツは、上記の主目的達成に資するものであることに加え、必要に応じて、発注者が実施する他の事業（例：職員採用、イベント案内、安全啓発等）に関する情報発信にも活用できるものとし、発注者のほか、京都市全庁においても活用できるものとする。

（参考）目的等の整理

1 地下鉄・バス「MOTTO！」利用促進本部の目的等

(1) 目的

「更なる増客」と「市バスの混雑対策」

(2) 取組の重点

「市バス赤字系統の利用促進」と「地下鉄とバスを組み合わせた移動への誘導」

(3) コンセプト

3つの「もっと」を皆のモットーに



2 本業務の目的及び目指すべき将来像等

(1) 本業務における主なターゲット

「京都市民」を主なターゲットとする。

▼詳細なターゲット像

- ・市内在住の若年層（20～40代、単身や夫婦、子育て世代を想定）
- ・A：普段あまり地下鉄・バスを利用しない方、もしくはB：通勤・通学等で決まった路線（定期区間等）のみで地下鉄・バスを利用される方
- ・Aに対しては、地下鉄・バスを利用した移動を喚起させるような情報発信を
Bに対しては、普段利用される地下鉄・バス以外の駅・路線の利用を促すような情報発信を、それぞれ行うこととする。

(2) 本業務の目的

- ・発注者の置かれている状況や地下鉄・バス「MOTTO！」利用促進に向けた理念や想いをターゲットに向けて発信し、認知や共感、興味・関心を誘う。
- ・京都市（発注者を含む）が取り組む各種施策の情報発信を強化し、それぞれの施策の効果の最大化を図る。

(3) 目指すべき将来像

- ・ ターゲットによる発注者の取組への認知や興味・関心を最大化し、発注者の情報発信にようらずとも、ターゲット自らが発注者の取組について積極的に情報収集いただけるような状況を創り出す。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

※ 初回の情報発信は契約締結後2か月以内に実施すること。

4 提案金額（予定価格の上限）

5,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 本業務に必要なデータ制作、業務遂行上必要となる調整及び手続き、経費負担等を含むものとする。

※ この金額を超える提案は無効とする。

5 業務内容

本業務は、以下の(1)～(4)の3つの主要な要素から構成される。は、これらの業務を一体的かつ効果的に実施し、本業務の目的や目指すべき将来像の達成に寄与しなければならない。本事業の目標達成を通じて、地下鉄・バス「MOTTO！」利用促進本部が掲げる「3つのもっと」コンセプトの最大化と、それを通じた地下鉄・バス「MOTTO！」利用促進本部の目的達成（「更なる増客」と「市バスの混雑対策」）に貢献するものとする。

(1) サウンドロゴ制作

本業務の目的及び目指すべき将来像等と踏まえ、京都市民の皆様が発注者の取組等を広く認知していただくために使用する「サウンドロゴ」をデザイン・制作する。

ア サウンドロゴの規格等

- ・ サウンドロゴは、SNSでの投稿や地下鉄駅構内等での使用を想定しており、聴覚的情報のみの音源データと、聴覚的情報と視覚的情報を組み合わせた動画データの2種類を作成することとする。
- ・ SNSでのサウンドロゴの使用は、SNS投稿（例：交通局のイベントの周知等）の冒頭や末尾等にサウンドロゴを使用する形を想定しており、サウンドロゴ単独での使用は想定していない。
- ・ 地下鉄構内等でのサウンドロゴの使用についても、音声ガイダンスの前後にサウンドロゴを流す形を想定しており、サウンドロゴ単独での使用は想定していない。
- ・ サウンドロゴは、聴覚的情報はメロディやサウンド、音声や承認音等を組み合わせたもの、視覚的情報は交通局ロゴマークや動画、その他のアニメーション等を組み合わせたものと想定し、組み合わせの内容は提案者が適宜取捨選択し、発注者との連携・すり合わせ

を経て決定するものとする。

- ・聴覚的情報と視覚的情報を組み合わせた動画データのサウンドロゴについては、SNSでの利用を想定した縦型のもの、及びテレビモニター等での使用を想定した横型のものの2種類とする。
- ・サウンドロゴの基本条件として、複数の児童の声による「もっと！」というサウンドの使用を必須とする。
- ・サウンドロゴの尺は、音源データ・動画データとも、2~3秒程度、長くとも5秒以内とする。

イ 素材

- ・サウンドロゴを構成する素材のうち、交通局ロゴマークや地下鉄・バス「MOTT O！」利用促進ロゴマークは、発注者より提供する。また、複数の児童の声による「もっと！」というサウンドの収録音源についても、発注者より提供する。
- ・その他の素材については、受注者において著作権その他法的な問題が発生しない素材を用意し、使用すること。

ウ サウンドロゴのイメージ

- ・サウンドロゴは、視聴者に【楽しい・ワクワク・明るい・嬉しい・高揚感・期待】のようなイメージや感情を想起させるようなものを企画・検討すること。

エ その他の留意事項

- ・サウンドロゴは、長期間の使用を想定して制作すること。
- ・制作するサウンドロゴの方針や内容は、発注者と十分な協議を経て決定するものとし、発注者が意見を提示した場合は、その内容を踏まえて制作すること。

プロポーザルにおける提案書作成時の留意点

- ・提案に当たっては、サウンドロゴ制作に係る貴社のこれまでの取組実績がわかるように提案書に明記すること。
- ・本事業で制作するサウンドロゴイメージや例を提示できる場合は、CD・DVD等のメディアにより提出すること。提案時点でサウンドロゴイメージや例を提示できない場合は、制作するサウンドロゴのイメージが発注者にできる限り伝わるよう、テキスト情報等で具体化を図ること。

(2) SNS運用代行（コンテンツ制作・発信・分析等）

発注者の公式Instagramアカウント（【公式】京都市交通局 | @kyotocity_bus_subway）を運用し、本業務の目的及び目指すべき将来像等と踏まえ、ターゲットに向けたコンテンツの制作と投稿を行う。

ア 基本条件

- ・Instagramの一般的な利用年代層やその他の特性等を勘案し、より効果的かつ戦略的な情報発信を行うこと。

- ・ SNSでの投稿は、その内容が効果的にターゲットに届くよう、デザイン設計等を行うこと。また、投稿内容については、事前に発注者の承認を得ること。
- ・ SNSへの投稿計画は、週1回のリール投稿を基本とし、これを超える投稿頻度の設定や、フィードやストーリーズの活用方針についても適宜検討すること。

イ 投稿用コンテンツの制作

- ・ 上記の基本条件に基づき、リール・フィード・ストーリーズ等の投稿に必要なコンテンツを作成すること。
- ・ コンテンツ制作に当たっては、発注者が保有する既存のコンテンツの活用や、適宜これらをリバイスしてコンテンツを制作することを妨げないが、既存コンテンツの活用やリバイスの可否に関しては、都度発注者との協議により調整すること。
- ・ コンテンツの制作に当たっては、肖像権や著作権等について、問題が発生しないよう必要な手続を行うこと。
- ・ 掲載・投稿する媒体に応じてより効果的なコンテンツとなるよう、画像や動画、取材記事等、各種形式でのコンテンツを幅広く検討のうえ制作すること。
- ・ コンテンツは、パソコン、タブレット端末及びスマートフォンなど、マルチデバイスの利用を考慮すること。
- ・ 制作したコンテンツは、発注者からデータ提出の求めがあれば、発注者が指定する形式（「pdf」、「ai」、「png」、「mp4」等）で提出すること。

ウ 分析・効果検証

- ・ 投稿実績（件数や内容のほか、ユーザー属性や各種インタラクション等）については、事後に効果検証を実施できる仕組みをあらかじめ構築し、成果や収集した各種データ等を分析すること。
- ・ 成果や収集した各種データ等の分析結果については、期間を定めて発注者に報告するとともに、必要な改善提案を行うこと。

エ その他の留意事項

- ・ 投稿用コンテンツの制作に係る一切の経費は、の負担とする。
- ・ 発注者の公式Instagramアカウント（【公式】京都市交通局 | @kyotocity_bus_subway）の現在の運用状況（下記参照）を踏まえてSNSの運用に取り組むこと。

参考：公式Instagramアカウント運用状況

- ・ フォロワー数：約4700人（令和7年11月現在）
- ・ イベントなど利用促進に繋がる情報を中心に週2回程度発注者が投稿している（基本的にはフィード）。
- ・ 専任の担当者が投稿を行っているわけではなく、発信事業の各担当者が投稿している。

プロポーザルにおける提案書作成時の留意点

- ・ プロポーザルでは、投稿種類別（リール・フィード・ストーリーズ）の投稿頻度等の定量優

劣のほか、制作するコンテンツのイメージやターゲットに向けた訴求軸やストーリーなどが本業務の目的及び目指すべき将来像等に適切につながるか等を評価するため、制作するコンテンツのイメージ等について具体的に提案すること。

(3) SNSを活用したその他の情報発信

上記の(2)のSNS運用代行とは別に、フォロワー外のターゲットにも適切に情報を届け、ひいては新規フォロワーの獲得に繋げられるよう、SNSを活用した広告の配信等を行うこと。

ア 基本条件

- ・ 使用するSNSは、発注者の公式Instagramアカウント（【公式】京都市交通局 | @kyotocity_bus_subway）とする。
- ・ 広告で使用するクリエイティブは、受注者において制作すること。なお、上記の(2)のSNS運用代行で制作した投稿コンテンツを流用することを妨げない。
- ・ 本業務が短期間であり、ターゲットとなるフォロワーの獲得には時間が必要であることから、フォロワーの獲得についてはKPIには設定しないが、新規フォロワーの獲得に向け、戦略的なSNS展開を行うこと。なお、前述について、フォロワー獲得のKPIの設定や事業戦略を立てること等を妨げるものではない。

イ 分析・効果検証

- ・ 広告の実績や各種パフォーマンスについては、事後に効果検証を実施できる仕組みをあらかじめ構築し、成果や収集した各種データ等を分析すること。
- ・ 成果や収集した各種データ等の分析結果については、期間を定めて発注者に報告するとともに、必要な改善提案を行うこと。

(4) その他のコンテンツ制作

上記の(2)のSNS運用代行とは別に、京都市が有するサイネージ等での情報発信を行うため、当該サイネージでの情報発信に必要なコンテンツを制作すること。

ア 基本条件

- ・ サイネージで使用するクリエイティブは、受注者において制作すること。なお、上記の(2)のSNS運用代行で制作した投稿コンテンツを流用することを妨げない。
- ・ コンテンツの規格は下記イのとおりで、それぞれの媒体で使用するコンテンツは同一とし、規格の異なるものは適宜リサイズを行うものとする。

イ コンテンツの規格

- (ア) 市役所本庁舎 庁舎内モニター
 - ・ モニターサイズ：1280px×720px
 - ・ 音声あり、尺は15秒以内
- (イ) 市役所本庁舎 庁舎内モニター
 - ・ モニターサイズ：1280px×720px
 - ・ 音声なし、尺は15秒以内
- (ウ) 区役所モニター

a 伏見区役所

- ・ モニターサイズ：1920px×1080px（横型、3基）、3840px×2160px（横型、1基）
- ・ 音声なし、尺は15秒以内

(イ) 地下鉄駅デジタルサイネージ

a 縦型1（京都駅コトチカビジョン、ホームビジョン5 6、北大路駅、烏丸御池（※））

- ・ モニターサイズ：1920px×1080px ※烏丸御池は3840px×2160px推奨
- ・ 音声なし、尺は15秒以内、wmv形式

b 縦型2（京都駅J・ADビジョン）

- ・ モニターサイズ：1280px×720px
- ・ 音声なし、尺は15秒以内、wmv形式

c 縦型3（二条駅）

- ・ モニターサイズ：1600px×960px
- ・ 音声なし、尺は15秒以内、wmv又はmp4形式

d 縦型4（山科駅）

- ・ モニターサイズ：1920px×1080px（※540px×2面セットで入稿）
- ・ 音声なし、尺は15秒以内、wmv形式

e 横型1（みやこAD：京都市役所前駅、北大路駅、京都駅）

- ・ モニターサイズ：1080px×1920px
- ・ 音声なし、尺は15秒以内、wmv又はmp4形式

f 横型2（よんからクロス：四条駅）

- ・ モニターサイズ：1080px×1280px
- ・ 音声可、尺は15秒以内、wmv又はmp4形式

(オ) イオン洛南ショッピングセンター

- ・ モニターサイズ：43インチ（縦型）
- ・ 音声不可、尺は30秒以内

(カ) 上記に示されていないコンテンツ規格については、発注者と受注者の協議において実施するものとする。

6 成果物

本業務の履行により、は以下の成果物を発注者に納品すること。

(1) サウンドロゴ

- ・ 完成したサウンドロゴ（音源データ・動画データそれぞれ）
- ・ サウンドロゴを構成するメロディやサウンド、音声や承認音、動画やその他のアニメーション等、個別の素材

(2) SNS投稿コンテンツ

- ・ SNSで投稿したコンテンツ
- ・ コンテンツ制作にあたり使用した撮影データ（投稿用に加工する前の生データ）については、発注者との個別協議により、可能な範囲で成果物として納品すること。

- (3) サイネージ・モニター用コンテンツ
 - ・ SNSで投稿したコンテンツ
 - ・ コンテンツ制作にあたり使用した撮影データ（投稿用に加工する前の生データ）については、発注者との個別協議により、可能な範囲で成果物として納品すること。
- (4) 各施策における分析・効果検証
 - ・ 分析・効果検証の実施を指示する施策については、分析・効果検証及び改善提案等を含めた報告書を提出すること。
- (5) 納品形態・時期
 - ・ 発注者からの求めがあった場合、速やかに納品すること。
 - ・ なお、納品物の具体的なデータ形式、ファイル命名規則、納品媒体等については、別途発注者が指示する。

7 契約に関する条件

本業務委託契約の締結にあたっては、地方自治法、地方自治法施行令、京都市交通局契約規程、本仕様書及び受託候補者の提案内容に基づき、以下の条件を適用する。

なお、契約書（案）については、京都市交通局の標準契約書（委託契約書）を基本に、発注者が別途提示する。

(1) 契約の締結及び変更

- ア 発注者は、選定会議による評価結果に基づき受託候補者を選定した後、当該候補者と本仕様書及び提案内容を基礎として、業務内容、実施条件、委託金額等の詳細について協議を行う。双方の合意に至った場合に、委託契約を締結する。
- イ 上記の協議において、受託候補者と合意に至らなかった場合又は受託候補者が契約締結までに募集要項「2 応募資格」を満たさなくなった場合は、発注者は次順位の評価を得た者と協議を行うことがある。
- ウ 契約期間中において、業務内容、委託金額、その他の契約条件を変更する必要が生じた場合は、原則として発注者と双方の書面による合意をもって変更するものとする。

(2) 費用負担

本業務の実施に必要となる一切の費用（人件費、企画費、取材費、交通費、通信費、消耗品費、コンテンツ制作費（撮影費、デザイン費、ライセンス料等を含む）、情報発信費（媒体費、広告費、印刷費、配送料等を含む）、効果測定・分析費、報告書作成費、翻訳費、その他諸経費を含む）は、委託料に含まれるものとし、全て受注者の負担とする。

(3) 著作権等

- ア 受注者は、本業務の実施のために制作した著作物について、委託期間終了後、本市に全ての著作権を無償で譲渡するものとする。
- イ 本業務に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、受注者の責任と費用負担において、発注者による7(3)アの規定に支障が生じないよう、必要な権利処理（利用許諾契約の締結、ライセンス料の支払い等）を

行うものとする。受注者は、当該権利処理が完了していることを発注者に保証し、万一、第三者との間で権利侵害等の紛争が生じた場合は、受注者の責任と費用においてこれを解決するものとする。